

新型コロナウイルス感染症対応資金【市町村長認定要】

融資対象

下記の(1)から(3)のいずれかの認定を市町村長より受けた者

- (1) 【セーフティネット(4号)】 中小企業信用保険法(以下「保険法」という)第2条第5項第4号の規定による認定(令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)
- (2) 【セーフティネット(5号)】 保険法第2条第5項第5号の規定による認定(売上高等の減少を要因としないものは除く)
- (3) 【危機関連保証】 保険法第2条第6項の規定による認定(令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)

※令和2年12月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和3年1月31日までに融資実行されたものに限る

資金使途	融資限度額	融資期間(うち据置期間)
設 備 運 転 運 設	3,000 万円 ※別枠保証	10年(5年)(※1) 以内

(※1) 融資期間が1年未満の場合は一括返済でも可

認定の種類	法人・個人の別	売上減少率	保証割合	保証料率	融資利率
セーフティネット(4号)	両方	20%以上	100%	0.0%	
セーフティネット(5号)	個人 (小規模事業者(※2))	5%以上	80%	0.0%	
	個人 (小規模事業者を除く)	15%以上		0.425%	1.9%
		5%以上 15%未満			
	法人	15%以上		0.0%	
5%以上 15%未満		0.425% (※3)	1.9%		
危機関連保証	両方			15%以上	100%

(※2) 小規模事業者: 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)を主たる事業とする事業者については5人)以下のもの

(※3) 経営者保証免除対応(下記の①及び②を満たす者)により経営者保証を免除する場合、保証料率を0.1%上乘せする

①直近の決算書が資産超過であること

②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない

取扱金融機関(順不同)

商工組合中央金庫奈良支店、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、南都銀行、京都銀行、紀陽銀行、関西みらい銀行、中京銀行、第三銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合

担保及び保証人

- ・奈良県信用保証協会の保証が必要
- ・無担保(既設定根抵当権は除く)
- ・法人代表者以外の連帯保証人は原則不要

備考

・認定の申請先は、事業所の所在する市町村(認定の申請については、各市町村にお問合せ下さい)

※奈良県信用保証協会の保証付融資からの借換可